

○花巻市教育委員会傍聴人規則

平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 2 号

改正

平成 30 年 3 月 27 日教委規則第 3 号

花巻市教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、花巻市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会前に、受付簿に住所、氏名等必要な事項を記載し、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

(傍聴人の制限)

第 3 条 教育長は、傍聴人の人数を場所その他の事情により制限することができる。

(入場の禁止)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長が会議の傍聴が不適當であると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子、外とうの類を着用すること。
- (3) 私語、談話、拍手等をする事。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(教育長の指示)

第 7 条 前 2 条に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

第 9 条 傍聴人は、会議を秘密会とする議決があったときは、退場しなければならない。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。